

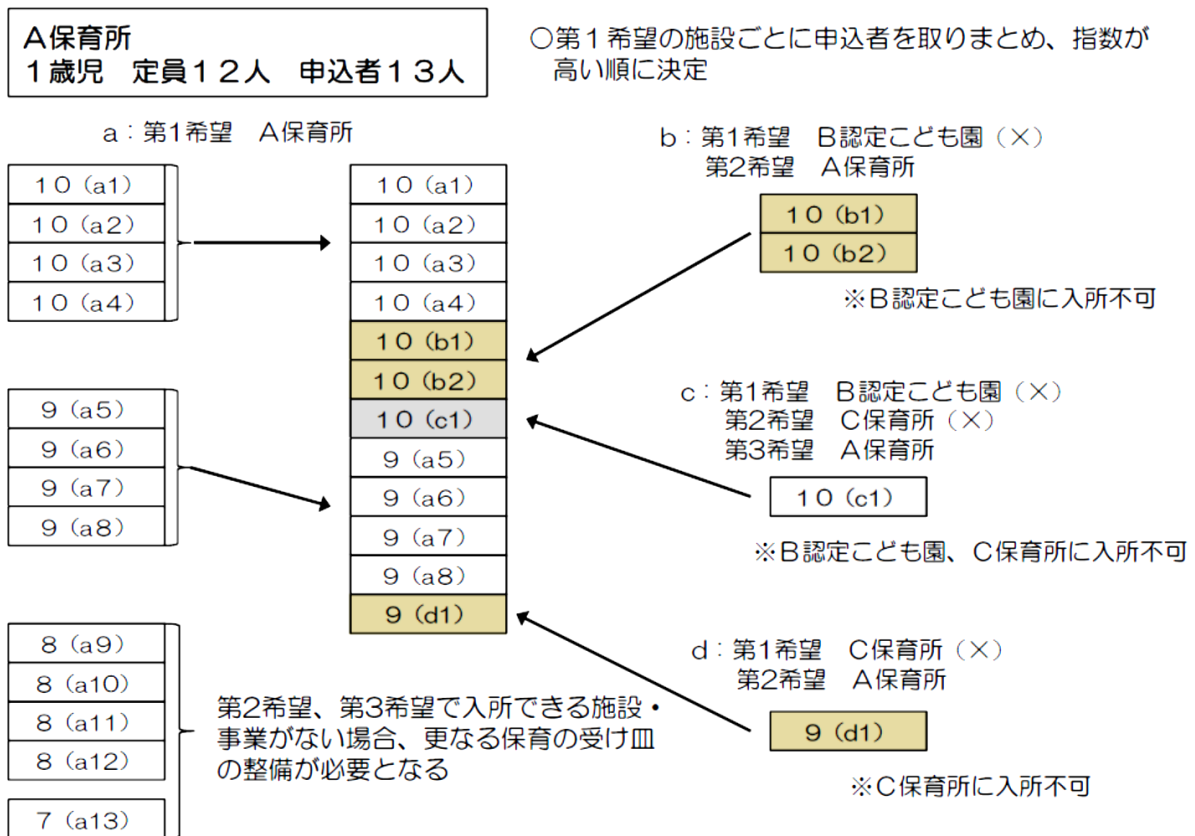
2号・3号認定子どもに係る利用調整について

1. 利用調整の基本的な考え方

- 子ども・子育て支援新制度では、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされています。
- この「利用調整」の規定については、待機児童が多い自治体に限らず、すべての自治体の保育利用につき、利用調整を行うことが求められており、保育の実施義務を有する市町村に対し、保育利用の強い関与と調整を求めている規定となっています。
- 新制度においては、2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（特定教育・保育施設等）を利用するに当たって
 - ①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、
 - ②児童福祉法に基づき、すべての市町村が利用調整を行うこととしています。（特定教育・保育施設等には協力義務等が発生）

2. 利用調整の基本的な考え方

利用調整（選考）の基本イメージ



※認定こども園においては、必要度よりも第1希望を優先して利用調整を行うこととします。